

## 本格撤去マニュアル修正箇所

### 3. マニュアル遵守のための措置

各マニュアルの有効利用とその遵守の方策として以下の手順を実践する。

- 1) 県は工程会議を原則として週1回（毎週金曜日）開催し、各作業の監督員は、翌週以降の予定作業の周知と当該週のマニュアル規定事項等への不適合事項の有無等を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。
- 2) 県は全体会議を月1回（毎月最終金曜日）開催し、各作業の監督員は、当該月のマニュアル規定事項等の課題点の総括を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。全体会議には、田子町の住民代表及び担当職員も参加できるものとする。

県は是正のための措置による改善と効果、あるいは課題点を定期的に把握して、必要に応じて各マニュアルの見直しに反映させる。

### 4. 撤去計画基本条件

本格撤去計画の基本条件を以下に示す。

#### 4-1 (撤去範囲)

原状回復事業にかかる本格撤去範囲を図1-1(p1-6)に示す。

#### 4-2 (場内施設配置)

撤去現場及びその他の事業実施場所の全体施設配置図を図1-2(p1-7)に示す。

撤去現場及びその他事業実施場所は、「掘削範囲」、「仮置ヤード」、「遅別ヤード」「計量ヤード」、「洗車待機ヤード」、「洗車ヤード」等からなる。

#### 4-3 (撤去時期)

- ・撤去期間：平成19年4月より平成25年3月（72か月間）
- ・年間撤去日数：215日/年

#### 4-4 (撤去対象廃棄物)

- ・撤去対象物：①特別管理産廃相当物 ②普通産廃相当物 とする。
- ・撤去対象量：約901,400トンとする。

#### 4-5 (撤去年次計画)

撤去年次計画を表 1-2 (p1-8) に示す。

#### 4-6 (受入先)

- ・受入先 1 : 青森リユースブル・エナジー・リサイクリング 株式会社
- ・住 所 : 青森市大字戸門字山部 28 番地 8

- ・受入先 2 : 八戸セメント株式会社
- ・住 所 : 八戸市大字新井田字下鷹待場 7 番 1 号

- ・受入先 3 : 株式会社庄司興業所
- ・住 所 : 八戸市大字櫛引字長平 6 番地 78

- ・受入先 4 : 奥羽クリーンテクノロジー株式会社
- ・住 所 : 八戸市豊洲 3 番地 19

- ・受入先 5 : 株式会社カズウェイストジャパン三戸事業所
- ・住 所 : 三戸郡三戸町大字斗内字立花 71 番地 1

なお、上記以外の受入先については、今後、必要な条件を満たす施設ができた時点で検討するものとする。

#### 4-7 (運搬ルート) 図 8-4(1) (p8-16)、図 8-4(2) (p8-17)、図 8-4(3) (p8-18) 運搬ルート（撤去現場～受入先）は、以下のとおりである。

##### ●運搬ルート 1 (青森市内行き)

- ①撤去現場より県道 181 号を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④青森市内 (受入先 1) へ

走行距離は、片道で約 155km、想定走行時間は約 3 時間 40 分である。

##### ●運搬ルート 2 (八戸市内行き)

###### 1)受入先 2

- ①撤去現場より県道 181 号を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④再び国道 104 号を経由して、
- ⑤八戸市内 (受入先 2) へ

走行距離は、片道で約 60km、想定走行時間は約 1 時間 45 分である。

2)受入先 3

- ①撤去現場より県道 181 号を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④再び国道 104 号を経由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、
- ⑤八戸市内（受入先 3）へ

走行距離は、片道で約 60km、想定走行時間は約 1 時間 45 分である。

3)受入先 4

- ①撤去現場より県道 181 号を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④再び国道 104 号を経由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、
- ⑤八戸市内（受入先 4）へ

走行距離は、片道で約 65km、想定走行時間は約 2 時間である。

●運搬ルート 3（三戸町内行き）

- ①撤去現場より県道 181 号を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④三戸広域農道、県道 182 号を経由し、
- ⑤三戸町内（受入先 5）へ

走行距離は、片道で約 35km、想定走行時間は約 1 時間である。

【解説】

(撤去年次計画)

本格撤去は平成19年から24年度の6か年にわたり実施する。

廃棄物の撤去は、ブロック毎の区分管理を行いながら、既往調査結果に基づき 1,000 m<sup>3</sup>単位のブロック毎に特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分しながら掘削除去を行っていく(§4. 堀削・遮水等作業マニュアル参照)。

表1-2 撤去年次計画

項目	一次撤去				本格撤去						H25~
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度	
汚染拡散防止対策			鉛直遮水工	→							
			場内道路工							→	
			表面遮水工								
			浸出水集排水施設								
			浸出水調整施設								
			浸出水導水施設								
			防災調整池								
			場内雨水貯留池								
			廃棄物仮置場整備								
			浸出水処理施設稼働								→
廃棄物の撤去	○Aエリア 仮置場(A1) 中間処理場(A2)  ○中央池仮置分の一部	【本格撤去対象廃棄物】 中央池仮置分の残りと現場の地中に埋設されている廃棄物  ※地中に埋設されている廃棄物はエリアごとの撤去に変更									

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	撤去量(t)
中央池仮置分	30,000						30,000
450~445		72,000					72,000
445~440			174,700				174,700
440~435				233,800			233,800
435~430					176,900		176,900
430~425						140,200	140,200
425~420						80,900	80,900
420~415							12,800
撤去量(t)	51,400	163,000	184,000	184,000	184,000	105,000	801,400
備考							本格撤去完了

撤去作業計画

年間撤去日数	87	224	230	208	215	215	215	117
撤出台数(台/日)	18	18	18	22	76	90	90	90
日撤去量(t/日)	170	178	200	246	760	900	900	900
年撤去量(t/年)	11,400	39,900	45,000	51,400	163,000	184,000	184,000	105,000
計	97,200				801,400			

一次撤去	本格撤去
仮置場と中央池の浸出水9,000m <sup>3</sup> を浸出水処理施設で処理	廃棄物を撤去。浸出水は浸出水処理施設で処理。

## 5. 関係者の責務等

本格撤去事業における県及び工事関係者の責務等を表1-3に示す。

表1-3 廃棄物本格撤去事業における県及び関係者の責務

区分	組織	関係者	責務
香 川 県	●環境再生対策室	・当子県との環境における不法投棄対策に関する事務を総括的に所掌する。 ・事業計画に安全施策、環境保全対策を取り込み適正な事業化により工事を発注する。 ・工事の安全と良好な環境の回復・維持に関する法規制を遵守するため、工事の監督と指導の義務を負う。 ・現場監督員として、常駐監理者の協力を得ながら撤去作業に對して監督及び指示を行う。 ※以下5つの担当に分かれ担当事務を行う。	
		・室長	・撤去事業に関する事務事項の総括運行を行う。
		・環境再生調整監	・環境再生に関する申請、広報及び情報公開に関する事項並びに特に命ぜられた事項を総括管理する。
		・周辺生活安全対策推進担当	・道状回復に伴う交通安全対策に關すること ・森林木産物の風評被害防止対策に關すること ・田子町現場監査における産業振興、健康福祉、交通情報通信等の各種施策に關すること ・環境再生対策室の予算・庶務に關すること
		・排出事業者の調査・解明、責任追及対策担当	・排出事業者の調査、解明、責任追及対策に關すること
		・環境再生計画担当	・原状回復計画、環境再生計画に關すること ・廃棄物に對すること ・環境モニタリングに關すること
		・汚染防護防止対策担当	・汚染防護防止対策に關すること
受 託 業 者 へ 民 間 へ	常駐監理者	常駐監理者	・最後再生活用室及び現場監督員の指示に従い、撤去作業現場の実情監視、各種データの記録・保管、隣接工事監理・選別監理・ブロック管理等を行う。 ・現場監督員とともに各業者に適切に指示を行ふ。
		搬削業者	・撤去現場内において搬削、運搬、積込の一連の作業を行う。 ・作業に際しては、作業者の安全と健康管理、及び周辺環境への配慮を行う。 ・必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、各種作業の円滑な進行に努める。
		選別・積込業者	・撤去現場内の搬入から場外の運搬、受け取先での搬出等の一連の作業を行う。 ・運搬に際しては、運転者の安全と健康管理、及び運搬ルートにおける沿道周辺環境への配慮を行う。 ・必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、運搬の円滑な進行に努める。
		運搬業者	・撤去現場から搬出した廃棄物を、廃棄物処理法に基づき適正に搬送する。 ・必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、搬送の円滑な進行に努める。
		搬分業者	・撤去現場から搬出した廃棄物を、廃棄物処理法に基づき適正に搬送する。 ・必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、搬送の円滑な進行に努める。
		その他搬削工事業者	・撤去現場及び周辺の原状回復事業開工事を行う。 ・工事に際しては、作業者の安全と健康管理、及び周辺環境への配慮を行う。 ・必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、運搬の円滑な進行に努める。

## 6. 進捗管理（確認）方法

撤去作業の進捗管理について、撤去進捗状況を把握するための撤去量等の把握方法及び進捗状況の管理方法について以下の通り定めるものとする。

- 1) 進捗管理は、撤去現場からの場外搬出量で管理する。
- 2) 撤去量（場外搬出量）は重量（トン数）で管理する。
- 3) 進捗率は総撤去量 **901,400** トン（推定）を基準に算定する。
- 4) 進捗状況は月 1 回を原則として適宜情報開示する。

### 【撤去量の把握方法】

日常の現場における撤去量は、運搬車両積載による“重量”測定を計量器で行い管理する。

また、定期的に“掘削量（撤去容量）”について、掘削ブロック数（1 ブロック面積 =  $20\text{m} \times 20\text{m} = 400\text{m}^2$ 、高さ（深度） = 2.5m、容量 =  $1,000\text{m}^3$ ）と標高管理により撤去範囲から把握する。

結果として一定の撤去作業期間ごとの単位体積重量を算定でき、計画撤去量（重量）の推定が可能となる。

### 【進捗状況の管理方法】

年間の進捗状況の管理は、撤去年次計画（p1-8 参照）に示す年撤去量との比較対比を行い次年度の撤去計画を立案し、撤去量を調整する。

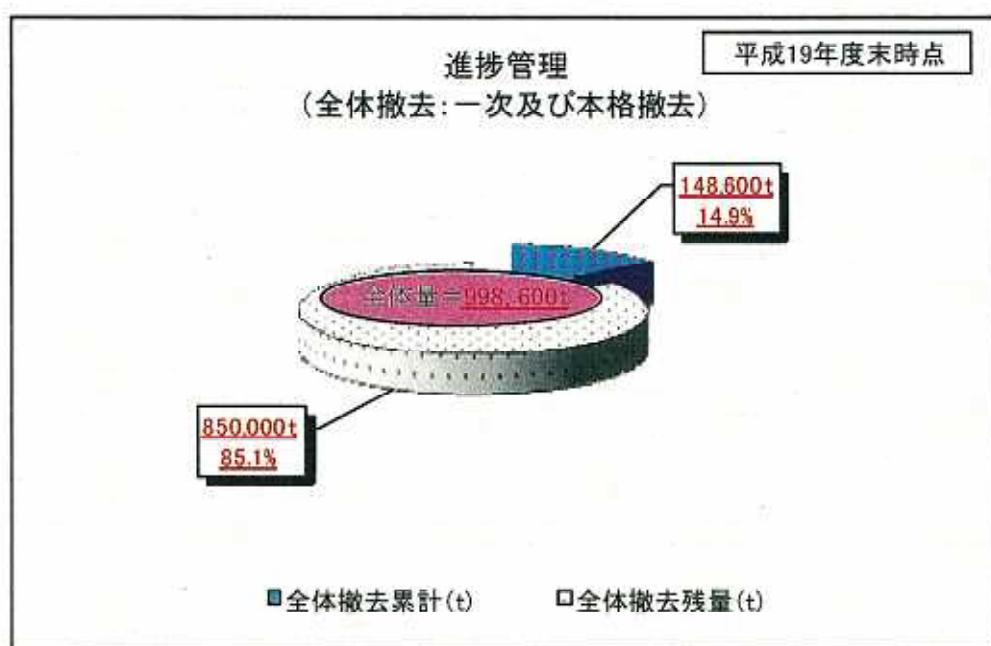
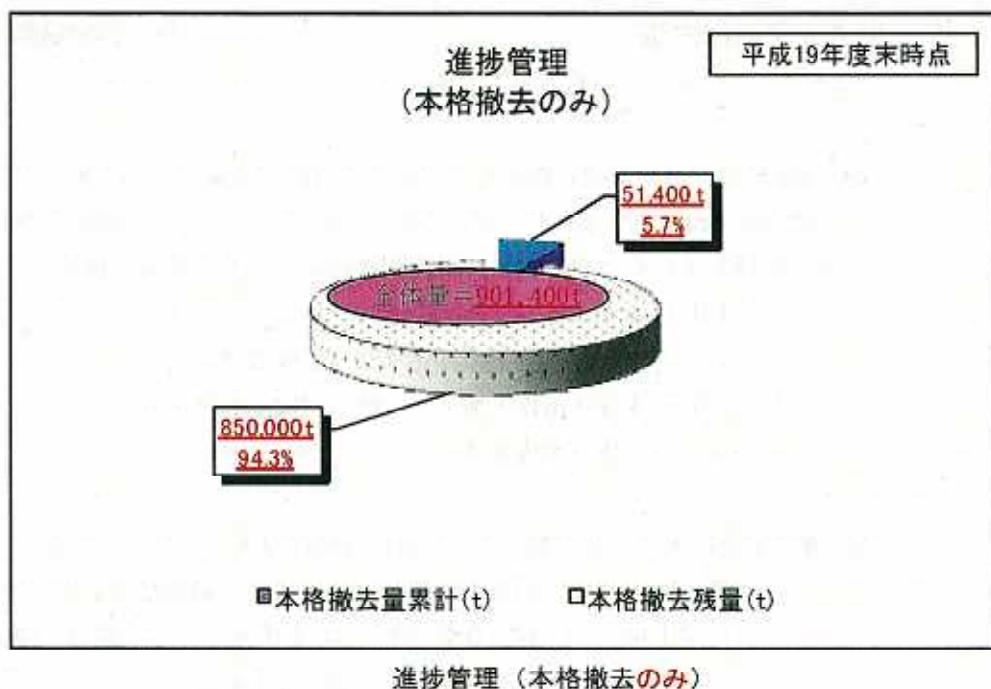


図 1-3 進捗状況管理の表示例 (円グラフ)

## 7. 撤去完了確認方法

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は以下のとおり行うものとする。

① 廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認時点は、基本的に以下のとおり廃棄物の標高が5m低下する毎に、地山の露出した範囲について定期的な情報公開のもと確認していくものとする。計画年次における予定標高を以下に示す。

- ・ E.L. 440m以上撤去完了時（平成21年度頃）
- ・ E.L. 435m以上撤去完了時（平成22年度頃）
- ・ E.L. 430m以上撤去完了時（平成23年度頃）
- ・ 撤去完了時（平成24年度）

② 廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は以下のとおりとする。

(廃棄物) 地山の目視確認及び重機による試掘により確認する。

(汚染土壌) 地山確認の際、地山から土壌サンプルを採取し確認分析を行い、その結果を公表するものとする。

### 3. 堀削計画の概要

#### 3-1 (堀削範囲)

遮水壁工事に伴って堀削し旧中央池に仮置きしている廃棄物（一部については平成18年度撤去済み）と現場の地中に埋設されている廃棄物を撤去する。

#### 3-2 (堀削段階)

堀削は、標高の高いエリアより、スライス式で行い、徐々に標高を下げる。堀削段階は5mの標高毎に設定する。

#### 3-3 (ブロック管理)

堀削は、廃棄物区分毎に管理を行いながらすすめる。廃棄物区分は、ブロック管理図に示されており、堀削時に混在しないようにする。

#### 【解説】

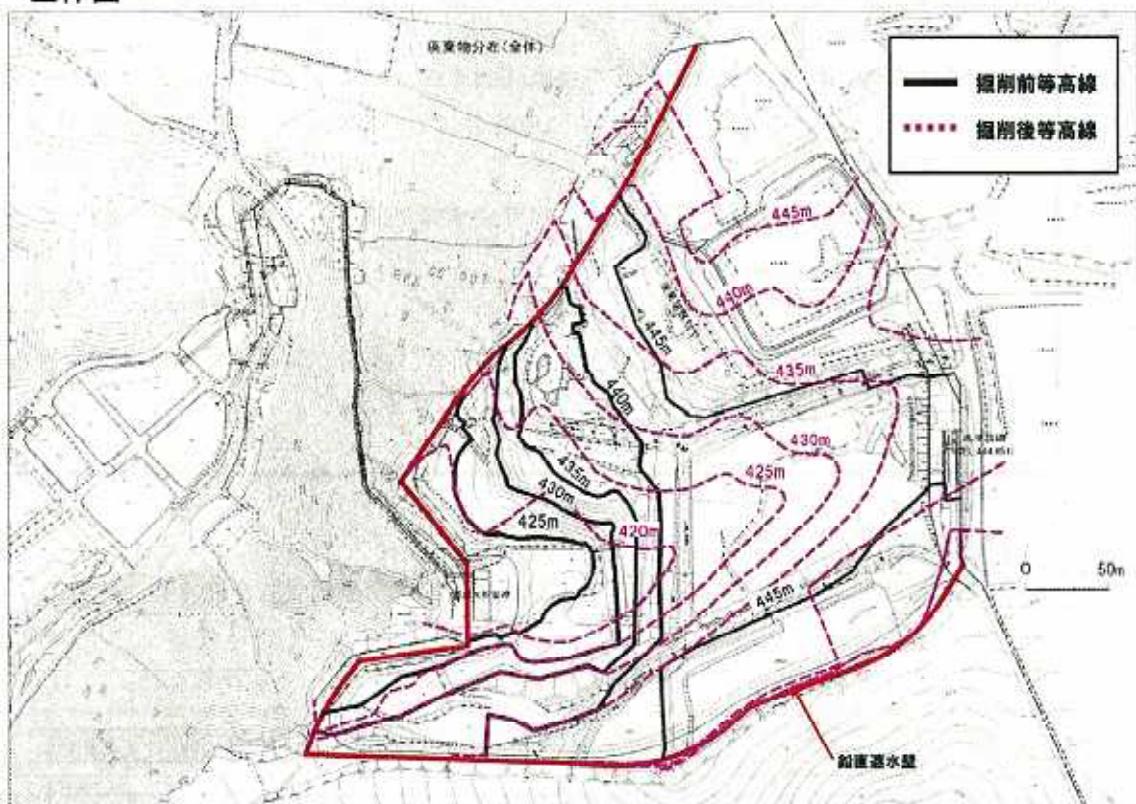
##### (堀削段階)

堀削段階は、5mの標高毎に設定する。標高別堀削年度計画を表4-1に示す。

表4-1 標高別堀削年度計画

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	撤去量(t)
中央池仮置分							30,000
標高 (EL.m)	450～445						72,000
	445～440						174,700
	440～435						233,800
	435～430						176,900
	430～425						140,200
	425～420						60,900
	420～415						12,900
撤去量(t)	51,400	163,000	194,000	194,000	194,000	105,000	901,400

## 全体図



平成 21 年度頃 (EL. 440m)

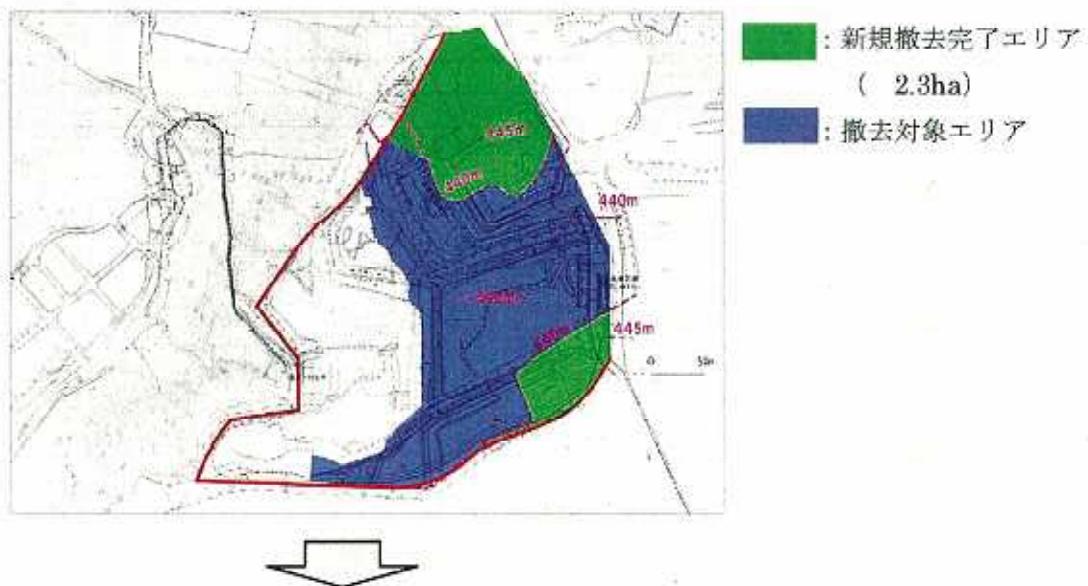


図 4-1 標高別掘削年度計画図

## §7. 計量マニュアル

### 1. マニュアルの方針

- 1-1 撤去作業において、適正処理を目的とした場内処理量の管理のための計量を行う。
- 1-2 また、運搬車両の安全かつ適正な運搬を維持（過積載防止等）するための計量も行う。
- 1-3 計量は積込工程の前後の2つの段階で実施するものとし、①掘削量（掘削物を直接計量、または仮置き後掘削物を計量する場合の2通り）及び②場外搬出量（運搬車両への積込み後）の管理を行う。

#### 【解説】

計量は、次図に示す2箇所で行う。

①掘削後の選別工程前

②運搬車両積込み後（場外搬出前）

なお、選別処理を行わずに場外へ直接搬出する廃棄物の計量は②の段階のみで行う。

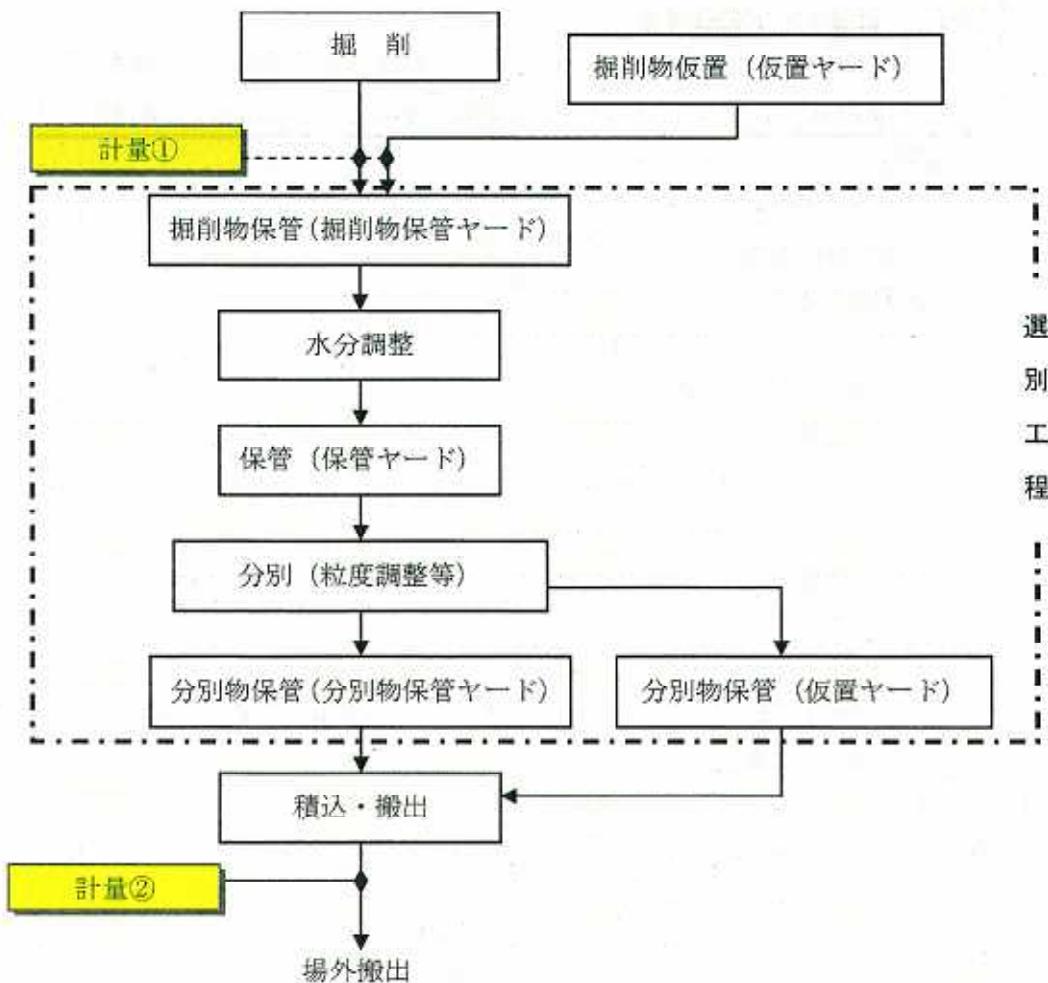


図 7-1 計量工程

## 2. マニュアルの適用範囲

### 2-1 (適用範囲)

本マニュアルにおける適用範囲は、本格撤去事業の掘削工程後と積込工程後の計量工程とする。

### 2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、計量グループを対象としたものである。

#### 【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、掘削工程後及び積込工程後の計量工程とし、各工程における計量の作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

## 3. 計量設備

### 3-1 (計量ヤードの位置)

計量ヤードは選別ヤード横の場内運搬ルート上の1箇所に設置する。

### 3-2 (計量ヤードの設備等)

計量ヤードは計量器（トラックスケール）及び計量管理室から構成される。

計量設備では有人で場内掘削量及び場外搬出量の重量測定と記録を行う。

#### 【解説】

計量設備の概要を以下に示す。

##### (計量設備の概要)

- ・計量設備の配置位置を図7-2に示す。

図7-1で示した計量①及び計量②は共通の計量器1台で行う。

- ・計量器の仕様

使用電源：AC100V

方式：マルチロードセル式

積載面寸法：3,000×10,500mm

秤量重量 40トン、最小目盛り 10kg (使用範囲：200kg～40t)

デジタル表示式

その他装置等：パソコン1台、レーザープリンタ1台

主要印字記録データ：年月日、時刻、回数、車番、業者、計量品目、総重量、空車重量、正味重量、その他

- ・計量要員の配備

計量ヤードには計量担当者を配置する。

- ・計量方法の表示（計量手順表示看板の設置）

計量手順掲示板を計量器進入方向左側に設置する。

- ・運搬車両の車両番号（ナンバープレート、車種、車重量等の事前登録）

計量データの管理項目を以下に示す。

<計量データの記録表（例）>

計量データシート					
搬入車両（場内運搬車両）＝計量①：掘削後・選別前					
日時 / / / : / / / : / / / :	車両 NO. (現場内 登録番号)	掘削物区分 (普通ライン=西側選別ライン、 特管ライン=東側選別ライン)	総重量 (t)	正味重量 (t)	備考 (記録者名等)

搬出車両（場外運搬車両）＝計量②：選別後・場外搬出前					
日時 / / / : / / / : / / / :	車両 NO. (現場内 登録番号)	搬出物区分 (普通受入施設=A, B, … 特管受入施設=C D, …)	総重量 (t)	正味重量 (t)	備考 (記録者名等)

注) 計量①については、掘削ブロック別と普通・特管別の区分で月間集計が可能な集計表とする。

計量②については、搬出先別（普通産廃、特管産廃）の区分で月間集計が可能な集計表とする。

（その他の事項）

・計量精度の管理

- 1) 計量器は計量法で規定する法定検査を2年に1回行う。
- 2) 搬出車両の空車重量については、受入施設での空車計量結果に基づき、適宜、登録データの更新を行う。(注：空車計量とは、空荷の状態で車両を計量し、その車両の重量を決定することをいう。車両の重量は、自動車検査証の車両重量をもとに決定するが、車体に改造を加えている車両の場合は、実際の重量と自動車検査証の重量に差異が生じるために、正確な車両重量を計量する。なお、空車重量は、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載した状態で、空荷で廃棄物を運搬する標準装備（スペアタイヤ、工具類等を装着）の状態で計量する。)

## 6. 場外運搬

### 6-1 (場外運搬ルート)

場外運搬の往路・復路は、既定のルートを走行するものとする。

場外運搬ルートとなる市町村に事前に周知しておくこととする。

場外運搬ルート受入先毎に図8-4 (1)、(2)、(3) (p8-16、8-17、8-18) に示す。

### 6-2 (運搬手順)

運搬手順は、①場外運搬往路→(場内運搬)→②場外運搬復路とする。

### 6-3 (昼間点灯)

運搬車両は、ライトを常時点灯する。

### 6-4 (交通法規)

速度規制その他の交通法規を遵守する。

### 6-5 (車両誘導員の配置)

田子町内において、

- ・町道出口交差点 (町道茂市向線～県道道前浄法寺線)
- ・上郷小学校入口交差点 (県道道前浄法寺線～国道104号)
- ・小沼交差点 (国道104号～町道天神堂平小沼線)

の3ヶ所に車両誘導員を配置する。

車両誘導員の配置位置は交通安全マップ (p8-19、8-20) に示す。

### 【解説】

#### (運搬手順)

##### ① 場外運搬往路

運搬車両基地または受入先から撤去現場までとする。

##### ② 場外運搬復路

撤去現場から受入先までとする。

#### (交通法規)

##### ① 道路交通法に定められている交通法規を遵守すること。

##### ② 速度制限内の走行を厳守すること。特に、田子町内の国道104号の一部に40km/h制限の区間があるので、速度規制の切り替わる箇所に注意すること。

##### ③ 道路標識を確認すること。

詳細は交通安全マップ (p8-19、8-20) を参照すること。

### 8-5 (事故時の対応)

- ・事故が発生した場合、運転手は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先とし、直ちに警察、消防に連絡し、運行管理センターに報告する。
- ・運搬業者は、事故時に飛散・流出した廃棄物の回収が的確に実施できる体制を整備する。
- ・事故時の詳細な対応は「§ 13. 緊急時対応マニュアル」による。

### 8-6 (荷台の立入等)

廃棄物を積載している運搬車両の荷台の内部には立ち入らない。また、清掃等のために荷台に立ち入る場合は、外気により十分に換気された後とする。

#### 【解説】

##### (連絡体制)

###### (1) 場外搬出ルート(青森)

定点ポイント(往路)		定点ポイント(復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

###### (2) 場外搬出ルート(八戸)

定点ポイント(往路)		定点ポイント(復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング ※運搬車両合流時のみ	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

###### (3) 場外搬出ルート(三戸)

定点ポイント(往路)		定点ポイント(復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
		D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

#### (4) 報告者等

管轄する運行管理センターへの報告は、A、B、C、D のポイントから、グループ化している運搬車両の最後尾の運転者が行う。

運行管理センターは、運行予定時刻より 30 分を超える遅延が生じた場合は速やかに県境再生対策室及び車両誘導員へ報告する。

運転者は、緊急時に外部（警察・消防等）と連絡を取るため、携帯電話を携帯すること。

#### (車両点検及び労務管理)

運搬業者は、ブレーキ、タイヤ、バッテリー、原動機、灯火装置及び方向指示器、ワイドウォッシャ及びワイパー、エアタンクなどについて、国土交通省令「自動車点検基準」で定める技術上の基準により、日常点検を実施しなければならない。

同様に、自動車の定期点検についても国土交通省令「自動車点検基準」に規定されている技術上の基準により実施しなければならない。

#### (事故時の対応)

事故時や車両故障時に、車載無線や携帯電話の通話エリア外の場合や、固定電話が近傍にないために、無線や電話のいずれも使用できない場合は、グループの中の 1 台が最寄りの連絡可能な地点に速やかに移動し、無線または電話により連絡する。

## 9. その他配慮事項

### 9-1 (交通安全マップ)

特に交通安全に配慮すべき項目を整理し、交通安全マップ (p8-19、8-20) に示す。

交通安全マップには、

- |       |           |
|-------|-----------|
| ・通学路  | ・学校及び公共施設 |
| ・横断歩道 | ・信号       |
| ・バス停  | ・公園等の施設   |
| ・制限速度 |           |

が示されており、これらのエリアは特に注意して走行する。

### 9-2 (長期休業)

田子町の小・中・高等学校及び三戸町の斗川小学校の長期休業中は、特に児童・生徒に注意して走行する。

### 9-3 (アイドリングストップ)

運搬における一時停車中は、周辺環境への影響を抑えるため、アイドリングストップを励行する。

### 9-4 (優先車両)

走行中は一般車両を優先する。

田子町内はスクールバス、定期バス、患者送迎バスが運行されているため、停留所付近の歩行者や乗降者、バスの車両に十分注意する。

### 9-5 (行事)

季節のまつりやイベントなどの開催中は、一般車両や観光客等が増加することが予想されるため、通常より特に注意して走行する。

### 9-6 (車間距離)

車間距離を十分にとって走行する。

### 9-7 (急発進・急ブレーキ)

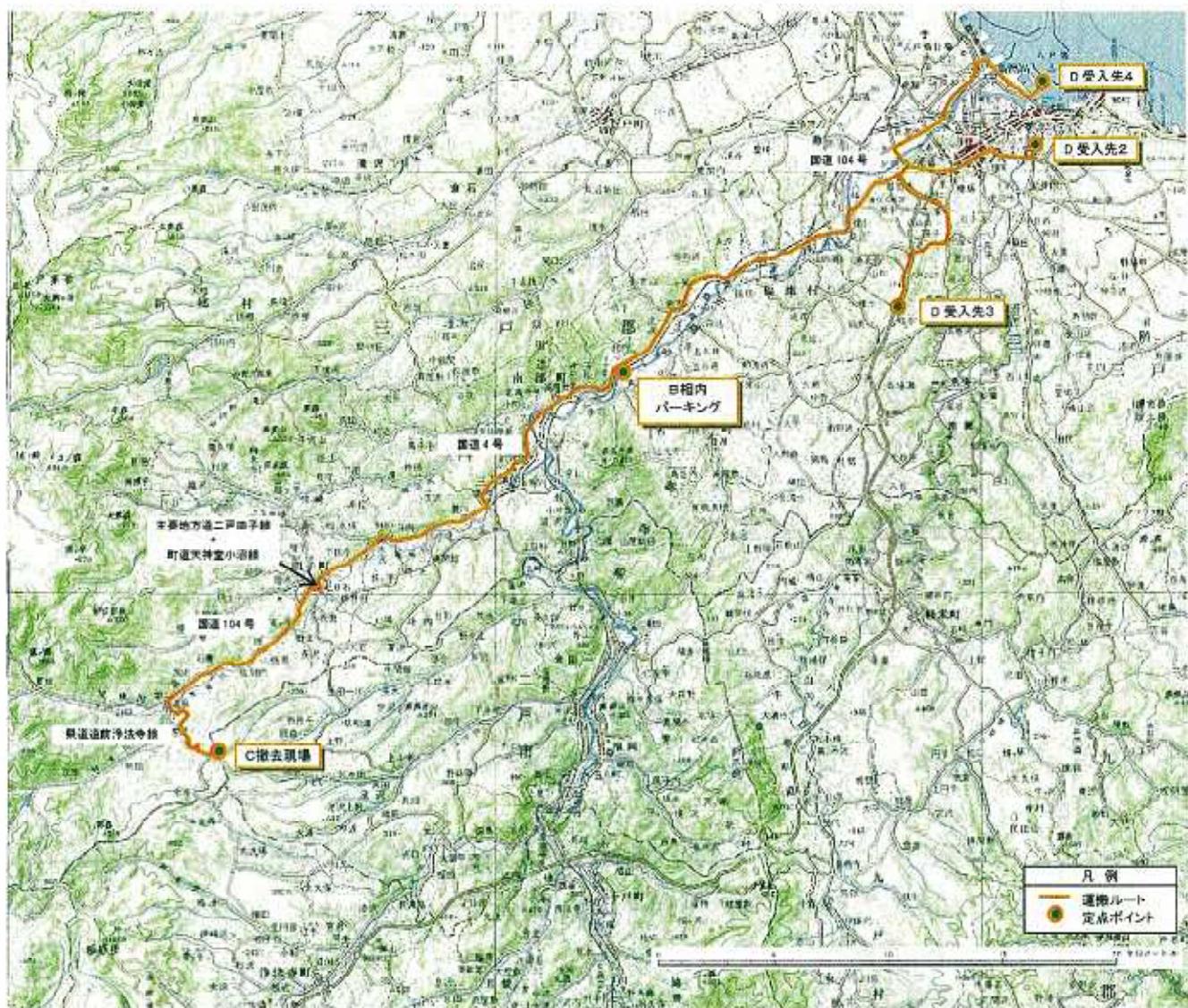
急発進・急ブレーキはしない。

### 9-8 (減速走行)

・集落内の歩道のない箇所や狭い箇所、見通しの良くないカーブや交差点、急な下り坂を走行する場合や、運行時間と下校時間が重なる時間帯に通学路を走行する場合は、制限速度以下で走行している状態からさらに大きく減速する。また、歩行者や自転車の側方を通過する時は徐行して走行する。

・集落内の歩道の狭い箇所などで大型車とすれ違う際は、徐行又は一時停止など注意して走行する。

図8-4(2)場外運搬ルート(八戸)



注) 国土地理院の平成17年9月1日発行の地勢図による。

受入先2【八戸セメント】

概要	①撤去現場より県道道前淨法寺線を北方向に進み、 ②道前T字路を右折、国道104号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、 ④再び国道104号を経由して、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約60km
運搬時間 (片道)	約1時間45分

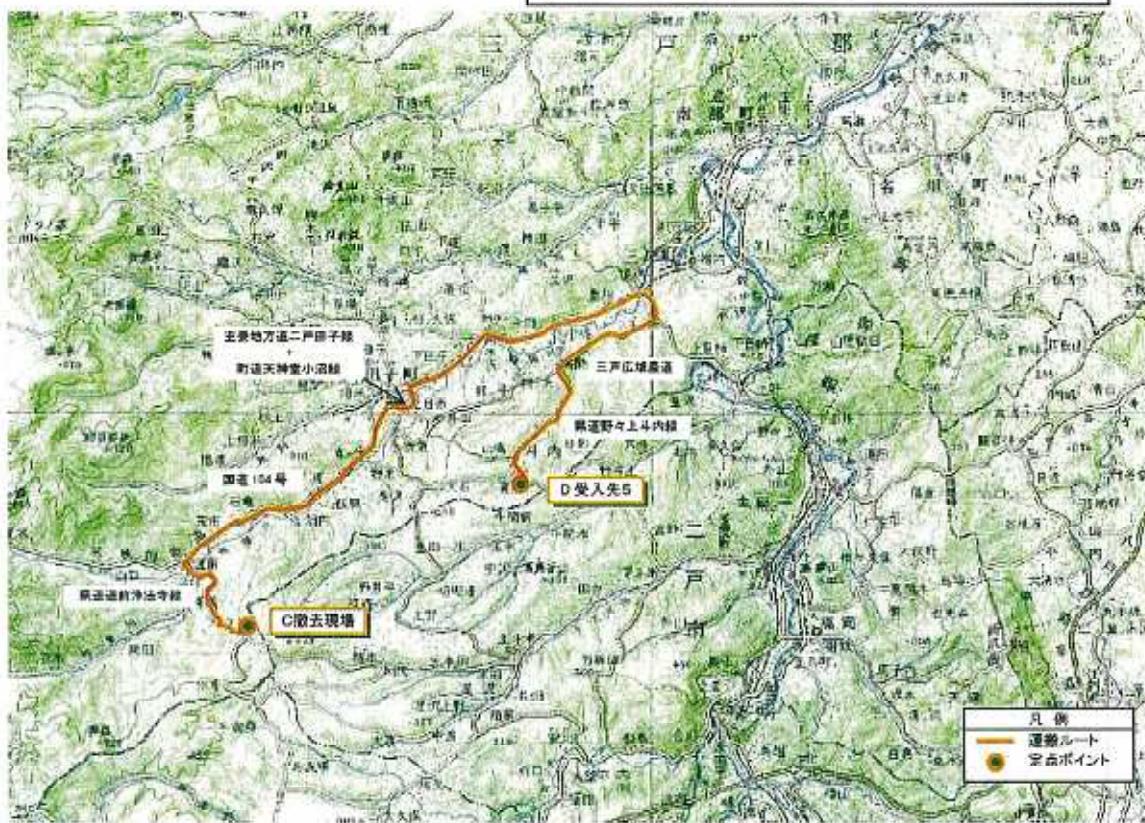
受入先3【庄司興業所】

概要	①撤去現場より県道道前淨法寺線を北方向に進み、 ②道前T字路を右折、国道104号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、 ④再び国道104号を経由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約60km
運搬時間 (片道)	約1時間45分

受入先4【奥羽クリーンテクノロジー】

概要	①撤去現場より県道道前淨法寺線を北方向に進み、 ②道前T字路を右折、国道104号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、 ④再び国道104号を経由して、八戸西ノ沢交差点を左折し、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約65km
運搬時間 (片道)	約2時間

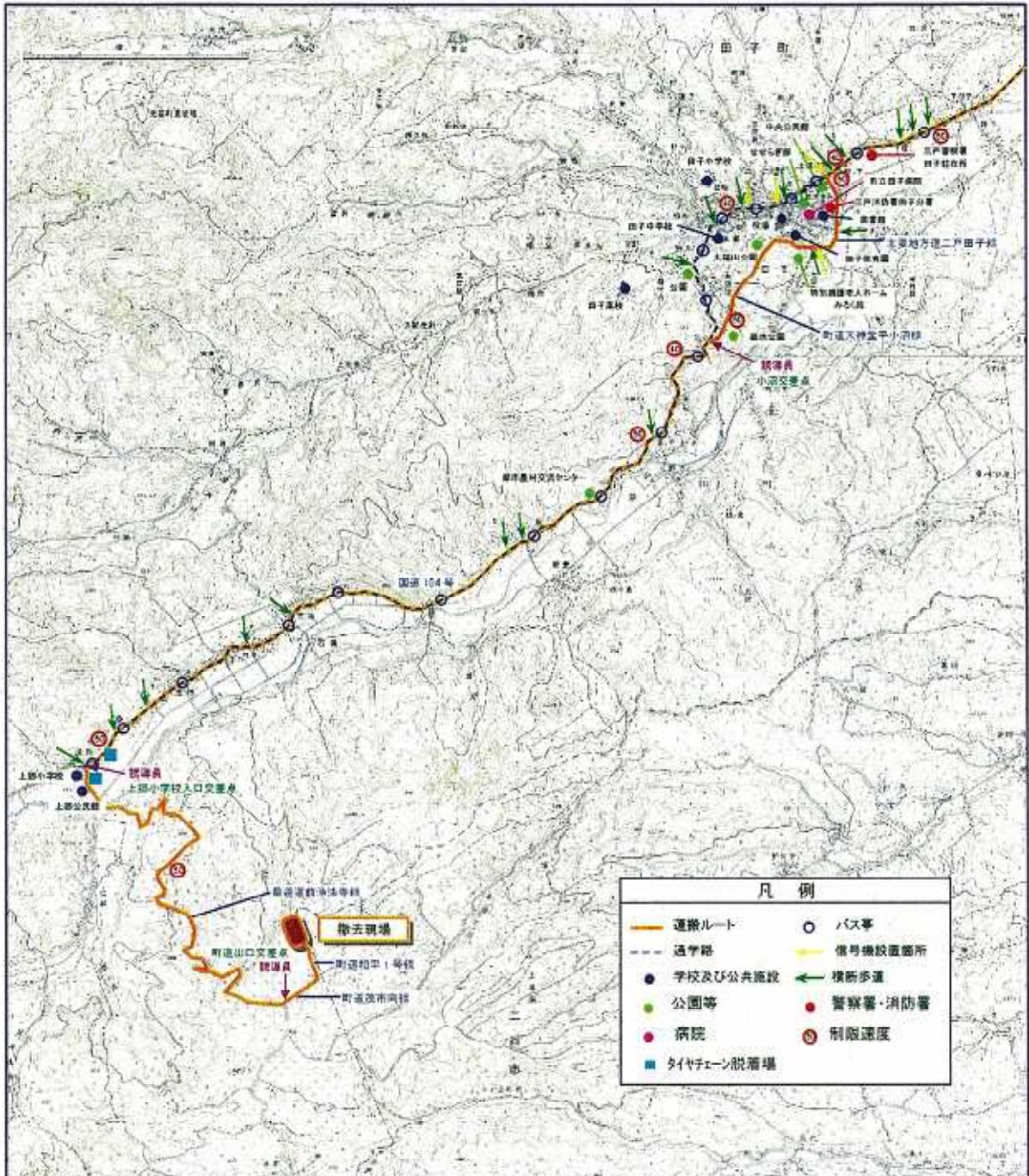
図 8-4(3) 場外運搬ルート（三戸）



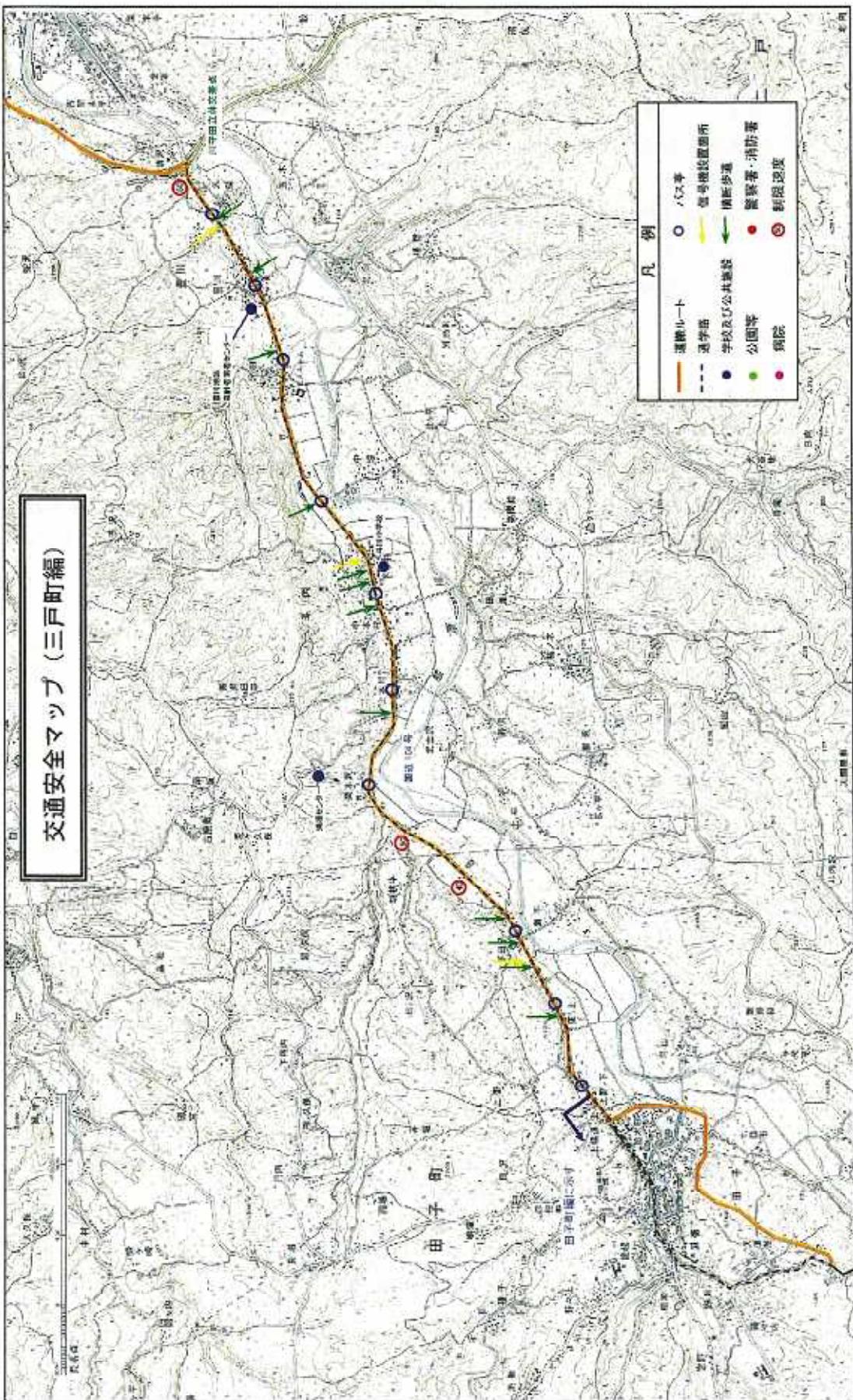
注) 国土地理院の平成 17 年 9 月 1 日発行の地勢図による。

要 入 先 5【ウイズウェイストジャパン】	
概 要	①撤去現場より県道前津法寺線を北方向に進み、 ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交叉点より国道 4 号へ入り、 ④国道 4 号から三戸広域農道、県道野々上斗内線を経由し、 ⑤受入先へ
走 行 距 離 (片道)	約 35km
運 搬 時 間 (片道)	約 1 時間

## 交通安全マップ（田子町編）



## 交通安全マップ（三戸町編）



- ②整理番号（西暦年下2桁+月2桁+日2桁+交付当日の番号）
  - ③交付担当者
  - ④産業廃棄物の数量
  - ⑤車両番号
  - ⑥運搬担当者の署名（会社名+運搬担当者名）
- ・マニフェストA票は、運搬担当者の署名が記入された直後に切り取り、内容を確認して、保管する。

#### 4. 立入調査等

県は、排出事業者として、収集運搬及び処分が廃棄物処理法に基づく基準に従って適正に行われていることを確認するため、必要に応じて事業所へ立ち入りをしたり報告を求める。

連絡体制表-A (水質に関する汚染拡散防止対策を伴う場合)

関係者	警察・消防等	行政機関・その他
各業者	関係する警察署 ※通報が必要な場合 関係する消防署 ※通報が必要な場合 関係する労働基準監督署 ※報告が必要な場合 関係する病院 ※搬送が必要な場合	凡例  緊急時に連絡する関係機関  ※印に該当する場合に連絡する関係機関  連絡を必要としない関係機関
青森県境再生対策室		
	防災消防課	※災害による事故等の場合
	港湾政策課	
	保健衛生部	関係する地域県民健康福祉部
	道路課	※青森県管理の道路での事故等の場合
		関係する地域県民健康福祉部
		※青森県管理の道路での事故等の場合
	山川消防課	八戸市消防課
	農林水産政策課	八戸市農業振興課
	建設文化・安心生活課	八戸市都市整備課
	総合整備課	
	大字振興課	
	公営企業課	※馬淵川水系に影響がある場合
		八戸工業用水道管理事務所
		※馬淵川水系に影響がある場合
	八戸市排水処理課	関係する港湾管理事務所
	八戸市土木部	
	八戸市土木部	八戸市排水処理課
	八戸西地域水道企業団	※馬淵川水系または奥入瀬川水系に影響がある場合
	岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	※岩手県側に影響がある場合
	二戸地方振興局保健福祉環境部	※岩手県側に影響がある場合
	国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局)	※馬淵川水系に影響がある場合
		八戸出張所
		※馬淵川水系に影響がある場合
	国土交通省高瀬川河川事務所 第四埠頭課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局)	※高瀬川水系に影響がある場合
		小川原湖出張所
		※高瀬川水系に影響がある場合
	国土交通省青森河川国道事務所 道路管理第一課	※国管理の道路での事故等の場合
		関係する国道維持出張所 国道出張所
	道産省港湾物干サイドの港	
	東仙吉町村山地森林蓄積改良計画委員会	
	農林農化	
	農業土地改良区	
	農林漁業	
	田子町	※田子町内に影響がある場合
	二戸市	※二戸市側に影響がある場合

連絡体制表一〇（その他の汚染拡散防止対策を伴う場合）

**関係機関** (この他の防災協同連絡会議室を作成する場合)

関係機関	監視・警報等	行政機関・その他
各業者	関係する警察署 ※通報が必要な場合	凡例 ■ 緊急時に連絡する関係機関 ■ 黄色 ■ 未印に該当する場合に連絡する関係機関 ■ 白色 ■ 連絡を必要としない関係機関
	関係する消防署 ※通報が必要な場合	
	関係する労働基準監督署 ※報告が必要な場合	
	関係する病院 ※搬送が必要な場合	
青森県境再生対策室	防災消防課 ※災害による事故等の場合	
	復興交付課	
	保健衛生課 関係する地域県民局健康福祉部保健室	
	道路課 ※青森県管理の道路での事故等の場合	
	河川砂防課 関係する地域県民局地域整備部 ※青森県管理の道路での事故等の場合	
	農林水産政策課 ※農地付近で事故等が発生した場合	
	食の安全・安心推進課 ※農地付近で事故等が発生した場合	
	農村整備課 ※農業用水路付近で事故等が発生した場合	
	水産振興課	
	公営企業課 八戸工業用水道管理事務所	
	岩手県境再生対策室 八戸市境再生対策室 八戸市境再生対策室	
	八戸圏域水道企画団	
	岩手県境再生生活部 飲食事業物不法投棄緊急特別対策室 ※岩手県側に影響がある場合	
	二戸地方振興局保健福祉環境部 ※岩手県側に影響がある場合	
	国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局)	
	八戸出張所	
	国土交通省高瀬川河川事務所 河川環境課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局)	
小川原湖出張所		
環境省関東支社(リニア・スマート開拓) 国土交通省八戸地方開拓技術研究センター		
関係農協 ※農地付近で事故等が発生した場合		
関係土地改良区 ※農業用水路付近で事故等が発生した場合		
関係漁協		
田子町 ※田子町内に影響がある場合		
二戸市 ※二戸市側に影響がある場合		

連絡体制表-C (汚染拡散防止対策の必要がない場合)

